

様式 4

南相馬市監査委員公表第 2 号

令和 6 年 1 2 月 2 5 日付け南相馬市監査委員公表第 7 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき南相馬市長から令和 7 年 1 月 2 2 日付け 6 財第 7 7 1 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 2 9 日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

監 査 結 果 に 係 る 措 置 通 知 書

長寿福祉課	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
南相馬市健康福祉センターについて 1 指定管理料には自主事業にかかる経費は計上しないこととなっていますが、自主事業で実施しているカラオケ貸し出しに係るカラオケ機器のリース料が賃借料に含まれて指定管理料が積算され、また指定管理料から支出されていました。これは自主事業経費から支出することになりますので、適正に処理してください。 2 若年世代から高齢者まで幅広い世代が地域交流や健康増進を行える施設として市民に利用されており利用者の安全を確保するための万全な対応が求められますが、避難訓練が年 1 回の実施となっていました。消防法施行規則第 3 条第 10 項に基づき、消火及び避難訓練は年 2 回以上実施する必要がありますので、定められた実施回数を行うよう改善してください。	1 カラオケ機器のリース料を指定管理料から支出していた件については、指定管理料の算定内容の精査、確認方法の見直しを行うとともに、指定管理者とも情報を共有しながら適正に対応するための体制構築に向け、協議を実施したものです。 確認方法については、これまで収支計画書等のみで確認を行っていたものを、事業計画等と照らし合わせながら、確認を行うよう見直しを行いました。 2 消火及び避難訓練の実施回数について、令和 5 年度は 2 回実施する計画を行いながら、1 回の実施になったことについては、指定管理者の現地調査の際に指摘を行ったところです。 その結果、令和 6 年度においては、既に 2 回の消火及び避難訓練を実施したとの報告をいただいております。 令和 7 年度以降も消防法に則り、年 2 回の実施を徹底するよう指示しました。

(1) 未改善（検討中及び検討予定）の事項については、できるだけ具体的に記載すると。

(2) 措置を講じないものについては、その旨及び当該理由、見解等を記載すること。